

小牧市公共下水道取付管設置等の基準

令和7年1月7日

(目的)

第1条 この基準は下水道取付管（以下「取付管」という。）を設置しようとする者の申し出により取付管工事を施工するにあたり、取付管設置の基準を明確にすることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取付管 公共ますから公共下水道の管渠に接続する管をいう。
- (2) 一筆の土地 公共下水道事業計画区域内（以下「事業計画区域内」という）の土地登記簿上の一筆をいう。ただし、事業計画区域内で下水道本管が整備されている土地に同一の所有者が隣接して2筆以上所有している場合は、当該2筆以上の土地も一筆として取り扱う。

(施工の時期)

第3条 取付管は下水道本管埋設時に設置することを原則とする。

(設置の届出)

第4条 取付管を設置しようとする者は以下の書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 下水道本管埋設時に設置しようとする者は、「下水道取付管設置位置申請書」により申請する。
- (2) 下水道本管布設後に設置しようとする者は、「排水設備・排水施設計画確認申請書」により申請する。
- (3) 同条第1号及び第2号以外で設置しようとする者は、「公共下水道承認工事取扱要綱」による。

(費用負担)

第5条 取付管の設計及び工事に係る費用負担は次のとおりとする。

(1) 公費負担

- ア 事業計画区域内の土地において、前条第1号により申請され、下水道本管と同時に新設する取付管に係る工事費用、なお、一筆の土地の面積が500平方メートルを超えると追加することができ、工場など1,000平方メートル以上の敷地については、市と協議の上、追加することができる。
- イ 事業計画区域内の土地において、下水道本管が整備された後に前条第2号により申

請され、排水設備の使用開始に伴い新設する取付管に係る工事費用、なお、一筆の土地の面積が500平方メートルを超える毎に2,000平方メートルまで追加することができ、工場など1,000平方メートル以上の敷地については、市と協議の上、追加することができる。

(2) 私費負担

- ア 事業計画区域内で枝線が未整備の箇所で行先して下水道に接続したい場合、本管及び取付管に係る工事費用
- イ 取付管の新設において、2箇所目以降の取付管工事に係る費用、ただし、同条第1号イは除く
- ウ 事業計画区域内で下水道本管の整備が完了し、下水道供用ができる時点以降に分筆された土地においては、分筆以前の基準とする数（同条第1号イ）を超える取付管の新設に係る工事費用
- エ 取付管の増設に係る費用、ただし、同条第1号イは除く
- オ 取付管の撤去・移設に係る費用
- カ 農業集落排水施設に伴う新設・増設等に係る費用
- キ 開発行為及び宅地開発審査会に諮る物件に係る費用、ただし、共同住宅など開発道路や分筆等を伴わない場合は同条第1号イとする。
- ク 市が当初下水道本管を布設していない区域（桃花台地区、旧コミュニティプラント・開発区域等）に係る費用
- ケ 公共下水道事業計画区域外の取付管新設に係る工事費用

(雑則)

第6条 この基準に定めるもののほか、取付管の設置に必要な事項は、管理者の決定によるものとし、公共柵設置についても同基準とする。

付 則

(施行期日)

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

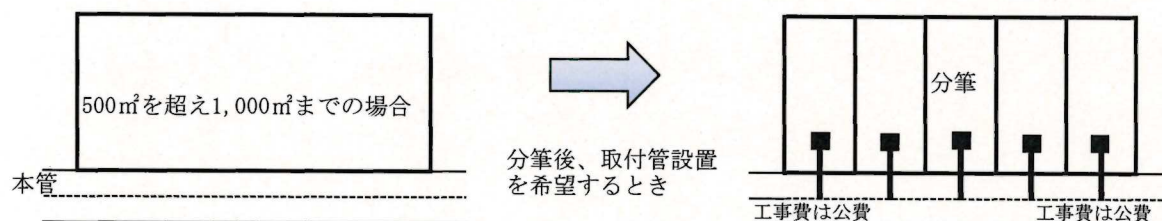
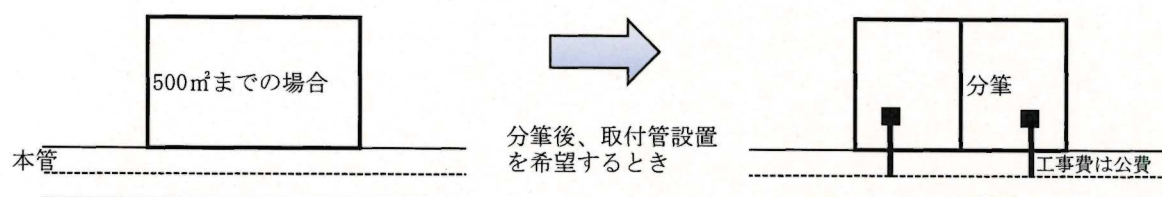
小牧市公共下水道取付管設置等（工事費負担）

○小牧市公共下水道取付管設置等の基準第5条(1)イ

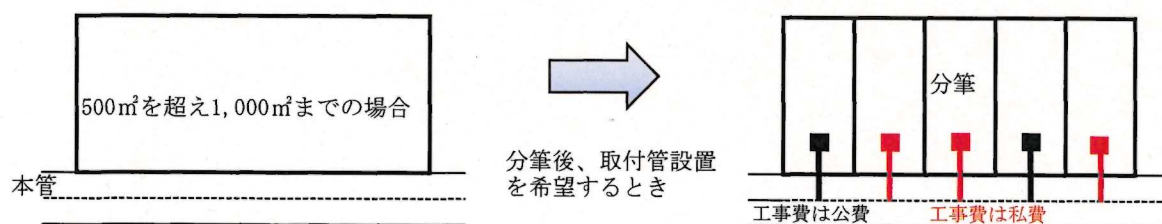
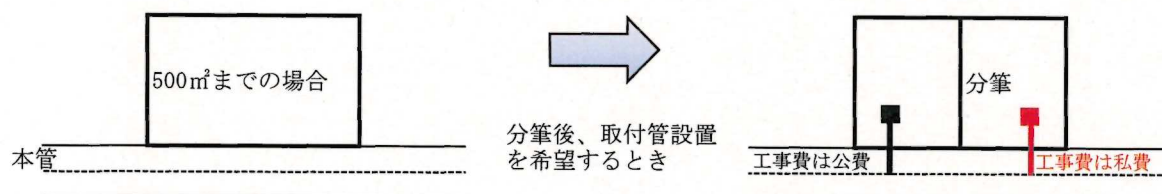
1筆の土地面積	基準個数
500㎡まで	1個
500㎡を超え1,000㎡まで	2個
1,000㎡を超え1,500㎡まで	3個
1,500㎡を超え2,000㎡まで	4個

○小牧市公共下水道取付管設置等の基準第5条(2)ウ

現行



令和7年4月1日以降



※ 取付管設置の公費の箇所は小牧市が指定する。